

ECおよび英国における原産国表示規制

内 田 耕 作

目 次

- 一 はじめに
- 二 EC
 - (一) 加盟国の法制の接近の局面
 - (二) 加盟国間の数量制限等の撤廃の局面
- 三 英国
 - (一) 一九六八年取引表示法
 - (二) 一九七二年取引表示法
 - (三) 一九八一年取引表示(原産国マーク表示)(雑貨)命令
 - (四) ECの挑戦とそれに対する英国の対応
 - (五) 一九八八年取引表示(生産地)(マーク表示)命令
- 四 むすび

一 はじめに

原産国表示規制は大きく、次の二つに分けてみることができ。すなわち、一つは、虚偽の原産国表示の規制であり、もう一つは、積極的な原産国表示の義務づけである。

このうち、虚偽の原産国表示の規制は、その手法それぞれ自体が問題になる余地はあまりないように思われる。それに対し、積極的な原産国表示の義務づけは、その手法それぞれ自体が大いに問題になるように思われる。

この点、ポイントとなるのは、原産国表示規制がそもそも、有用な消費者保護施策たりうるのか、あるいは貿易制限措置となりうるのかということである。

確かに、消費者の合理的な商品選択を助け、消費者を保護するという観点からは、虚偽の原産国表示の規制のみならず、積極的な原産国表示の義務づけも追求されてしかるべきであるように思われる。

しかし、原産国表示が、品質・価格といった基本的な情報と同程度に、消費者の側での真の必要を満たすものであるかは疑問である。また、すべてを満足させる原産国認定基準を作成することは不可能に近いので、それに基づく原産国表示は消費者にとって役立つたないか、場合によっては消費者を誤認させるおそれすらある。

他方、貿易を促進するという観点からは、虚偽の原産国表示の規制はともかくとして、積極的な原産国表示の義務づけには問題がある。というのは、輸入品に対して原産国表示を要求することは、輸入品のコストを増大させることになるからであり、また、消費者が輸入品に対してもっているかもしれない偏見に基づく商品選択を可能にするからである。

かかる問題をはらむ原産国表示に対して、欧米諸国等においては、こういった規制が展開されてきたのであろうか。本稿においてはさしあたり、ECおよび英国を対象としてとりあげ、それぞれにおいてこういった原産国表示規制が行われてきたのか、明らかにすることにする。⁽²⁾⁽³⁾ まずECの原産国表示規制について、続いて英国の原産国表示規制について述べる。

(1) 本稿においては、「積極的な原産国表示の義務づけ」という用語は、当該の原産国表示が虚偽であるかいなかを問わずに積極的に原産国を表示させることを意味するものとして用いている。なお、原産国表示の義務づけは、原産国表示が虚偽である場合に、その虚偽性を排除するために行われることもある。しかし、それは、むしろ、「虚偽の原産国表示の規制」に属する問題である。そこで、本稿では、論点を際立たせるために、その問題には深く立ち入らない。

(2) 本稿は、「欧米諸国等における原産国表示規制」というタイトルの報告書（昭和六三年度に公正取引委員会事務局が勸公正取引協会に委託して実施した「欧米諸国等における原産国表示規制に関する調査研究」に関連して筆者がまとめたもの）をもとにして、ECおよび英国における原産国表示規制に焦点を絞って書き直しを行ったものである。なお、本稿で用いている基礎資料の一部は、調査に際し、公正取引委員会事務局より提供を受けたものである。また、海外調査に際しては、多くの方々にお世話になっている。ここに記して謝意を表したい。

(3) なお、米国における原産国表示規制については、別途検討を加えることを予定している。

II EC

ECにおいては、原産国表示規制は、二つの局面において問題になる。すなわち、一つは、加盟国の法制の接近の局面であり、もう一つは、加盟国間の数量制限等の撤廃の局面である。前者にあつては、ECが、原産国表示に対し

てどういった態度をとってきたのか問題になる。それに対し、後者にあつては、ECが、原産国表示に対してどういった規制を行ってきたのか問題になる。以下、それぞれについて検討を加えることにする。

(一) 加盟国の法制の接近の局面

共同市場が適切に運営されるためには、加盟国の法制の接近が図られる必要がある(EEC条約一〇〇条)。この点、原産国表示についても、加盟国の法制の接近が問題にされている。以下、虚偽の原産国表示の規制と積極的な原産国表示の義務づけに分けて、それぞれにかかる加盟国の法制の接近がどのように行われてきたのか、明らかにすることにする。

(1) 虚偽の原産国表示の規制 虚偽の原産国表示の規制にかかる加盟国の法制の接近に関しては、一九八四年九月一〇日に採択された「ミスリーディングな広告にかかる加盟国の法律、規則及び行政規則の接近に関する理事会指令」が存在する。

それによれば、加盟国は、ミスリーディングな広告の統制のために適切かつ効果的な手段が存在することを確保しなければならぬこととされており(四条一項)、広告がミスリーディングであるかどうかを決定するにあたっては、地理的または商業的原産(geographical or commercial origin)が考慮されることになっている(三条(a))。

そこで、このことから、ミスリーディングな原産国表示は規制されなければならないというのが、ECの基本的な立場であるということが出来る。

(2) 積極的な原産国表示の義務づけ 積極的な原産国表示の義務づけにかかる加盟国の法制の接近に関しては、一九八〇年一〇月七日に委員会が理事会に提出した「一定の織物製品及び衣類製品の原産国の指示にかかる加盟国の

法制的の接近に関する理事会指令案⁽³⁾が存在する。しかし、それは、その後、委員会によって撤回されるに到った。というのは、一九八一年、経済社会評議会が、当該指令案に対して否定的な意見⁽⁴⁾を表明したからである。まず指令案について、続いて経済社会評議会の意見について、紹介することにする。

(a) 指令案 基本的な考え方と内容に分けてみることにする。

(ア) 基本的な考え方 指令案が作成されるに到ったのは、次のような理由による。すなわち、第一は、一定の加盟国が、一定の織物製品および衣類製品の原産国の指示に関する規定を制定したか、制定することを意図していたということである。第二は、これらの規定は、加盟国ごとに異なり、共同市場の機能化に障害をもたらすということである。第三は、共同体レベルで調和される規則に原産国についての指示が従うなら、これらの障害を避けることができるということである。

他方、指令案の作成に際しては、次のことが配慮された。すなわち、第一は、これらの規則が商品の貿易制限をとにかく導かないということを確認にすることが賢明であるということである。そのためには、最終消費者に対する製品の販売の申出の段階でのみ原産国の指示を要求するという規定を置くことが賢明である。第二は、原産国の指示を義務づけることなく加盟国のすべてが必要な手段を講じることによって、共同体に所在する最終消費者への販売の段階で原産国の指示が同じ基準に基づくようにすることが不可欠であるということである。第三は、これらの製品の原産国の決定を可能とする情報は、工業上のまたは商業上のサイクルのすべての段階で利用可能でなければならないということである。

(イ) 内容 指令案の実質的な内容は、①義務づけの対象製品、②義務づけの段階等、③義務づけの内容、④義務づけの媒体、⑤義務づけの態様、⑥加盟国の措置、に分けることができる。

(i) 義務づけの対象製品 原産国の指示が義務づけられる製品は、ニットウェア、衣類、繊維を素材とする衣類、装身具、毛布、ベッド・リネン、テーブル・リネン、トイレット・リネン、オフィースおよびキッチン・リネン、カーテン、レースのカーテンならびにその他の調度品に限られている(一条)。

(ii) 義務づけの段階等 加盟国が原産国の指示を義務づけることができる段階は、最終消費者への製品の販売のための申出の段階のみである(二条一項)。

もっとも、加盟国は、その段階に先立つ製造・流通の段階で原産国の指示をつけるという事業者の選択について規定しなければならない(二条二項)。なお、製造・流通の段階で原産国の指示をつけなかった場合には、事業者は、製品の原産国を決定するのに必要な情報を書面で提供するということが要求される。

この情報は、「織物製品及び衣類製品の原産国の決定に関する委員会規則」⁽⁵⁾に従って提供されなければならない(二条三項)。

(iii) 義務づけの内容 ECの加盟国を原産国とする製品については、「EEC製」という指示が与えられなければならない(三条一項)。なお、加盟国は、この指示にかえて、またそれを補完して、原産国となる加盟国の名称を指示するという選択の余地を事業者に残さなければならない。

他方、第三国を原産国とする製品については、原産国となる第三国の名称が後に続く、「……製」という指示を与えなければならない(三条一項)。

なお、加盟国は、共同体の公用語の一つで指示を表現するという選択を事業者に残さなければならない(三条二項)。

(iv) 義務づけの媒体 原産国の指示が義務づけられる態様は製品によって異なりうるので、加盟国は、次の方法による指示の間で選択をするという自由を事業者に残さなければならない(四条)。すなわち、①製品それ自体または

それにつけられるラベルの上での指示、②包装上での指示、③製品とともに、または製品の近くに掲げられる指示、④通信販売業者のカタログおよび販売のための申出における指示、である。なお、指示は、性質上永久である必要はない。

(v) 義務づけの態様 原産国の指示は、容易に読むことができ、かつ明確に見ることができ印刷文字で表わされなければならない（五条一項）。しかも、それは、他の指示または情報から明確に離されなければならない。商標または商号が、原産国の指示と混同されやすい指示を含んでいる場合には、それは、商標または商号のその指示からも、明確に離されなければならない。

(vi) 加盟国の措置 原産国の指示を義務づけない国は、必要な措置を講じ、原産国の指示がすべて、本指令の規定に合致するようになければならない（六条一項）。同様に、それは、必要とされる措置を講じ、製造・流通の段階で原産国の指示をつけない事業者が製品の原産国を決定するのに必要な情報を書面で提供するということがあらゆる場合に遵守されるようになければならない。

他方、加盟国は、製品が本指令の規定を充足している場合には、原産国の指示に関することを理由として、その販売のための申出を禁止したり、妨害したりしてはならない（六条二項）。

また、本指令に基づいてとられる措置は、貿易障壁をつくるような態様で適用されてはならない（六条三項）。

なお、加盟国は、本指令を採択した場合、本指令に従うために必要な措置を実施しなければならない（七条一項）。

(b) 経済社会評議会の意見 経済社会評議会の意見は、①一般的なコメント、②特定のコメント、の二つの部分からなっている。

(ア) 一般的なコメント 一般的なコメントの概要は、次のようである。

評議会は、以下に述べる理由で、指令案を支持することができない(一・一)。

第一に、消費者が賢明な購買決定をするためには適切な情報が与えられなければならないが(一・二)、製品の原産国を指示するということは、消費者の側での真のニーズを満たすものではない(一・三)。つまり、価格、構成、等級、品質、使用のための指示といった、他の情報がより重要である。

第二に、関税規則に従って製品の原産国をマークするという概念は、消費者にとって役立たず、また、ミスリーディングでさえある(一・四)。というのは、その概念は、原材料が生じる国や紡績などが行われた国には言及せず、最終の加工工程が遂行された国にのみ言及するからである。

関税規則に基づく原産国マーク表示の概念に対するそのような異議のために、また、それにかわるアプローチを採択することは明らかに不可能であるということのために、指令案に対する評議会の原則的反対は強められる(一・五)。

第三に、委員会が説明のための覚書において示した論拠に基づくそのような措置が、織物に関して採択されることになるなら、このことは、多様なその他の製品に関する措置のための先例として用いられることになり、その結果、貿易障壁を生み出し、また、E E C条約の基本原則を否定することになる可能性がある(一・六)。

第四に、本指令の目的は、原産国のマーク表示を執行することが必要と感じる一連の加盟国がとるイニシアティブが生み出す法的困難を解決することにある(一・七)。しかし、いくつかの加盟国がすでにとっている措置は、基本的には存在することによって、または加盟国間で相違することによって、共同体間での商品の自由な流通に対する障壁となる危険性がある(一・八)。指令案は、そのようなアプローチを支持しているように見えるし、それどころか、そのような措置のより広範な採択を導いているようにさえ思われる。そういう次第であるので、評議会は、条約の三〇条または一六九条に基づく訴訟により、この危険を除去するために適切な訴訟がなぜ提起されてこなかったのか、尋

ねたい。

第五に、指令は、EEC内で一定の段階まで加工され、輸出され、その後最終状態で再輸入される商品のための規定を置かなかつた（一・九）。

(イ) 特定のコメント　これは、指令案の個別の条項についてのコメントであるが、ここでは、指令案の実質的な内容に即して紹介することにする。

(i) 義務づけの対象製品　なぜ一定の商品だけが選ばれたのか、その理由がわからない（二・五）。

(ii) 義務づけの段階等　最終消費者に対する販売のための申出の段階での原産国の指示の義務づけは、小売業者にかなりの負担を課すこととなる（二・二）。しかも、小売業者が被むる費用は、それにより消費者が受ける便益を上回っている。

前段階の事業者がラベル表示を遂行すれば小売業者はこの負担から解放されるであろうが、当事者の力関係が不均衡であれば、弱い当事者は選択の自由をもたないし、負担を強いられることになる（二・三）。

原産国の指示をつけなかつた前段階の事業者は、原産国にかかる情報を書面で売主に提供する責任があるが、こういった場合に不実表示が行われれば、責任を配分するにあたって困難が生じる可能性がある（二・四）。売主は、彼自身がつけたわけではない指示に対して責任を負うであろうが、いかなる訴訟に対してであれ法律上の抗弁をおそらく有するであろう。実際的な目的のための二条は、執行不可能となるようにみえる。

義務づけの対象製品の多くは一連の製造過程を経て作られるので、商品がどの段階で「作られた」と考えられるかを決定するために提案される方法は、消費者にとって意味がない（二・六）。商品が異なった国においてこれらの過程を経て製造されるところではとくにそうである。

(iii) 義務づけの内容 製品の原産国を指示するための地理的理由が存在しないところではとくに、純粹に国家主義的であるとみられうる背後の動機がとりわけ問題である(二・七)。

また、「EEC製」ということばづかいが、一個の本質的な消費者情報であるかは疑わしいし、さらには、一個の有益な消費者情報であるかさえ疑わしい(二・七)。

消費者にとって全く異国の言語およびアルファベットによって原産国の指示が表記される余地が残されていることからみて、この指令の主たる意図が消費者に情報を提供することにあるのか、疑問に思う(二・八)。

(iv) 義務づけの媒体 通信販売業者のカatalogでの原産国の指示の選択は、実行不可能である(二・一〇)。というのは、同じタイプの広告製品が異なった国で作られることはありうるし、また、ストックが尽きたとき別の国から供給を受けることはありうるからである。

(v) 義務づけの態様 混乱を生む指示は、単純に禁止されなければならない(二・一一)。

(vi) 加盟国の措置 指令はオプショナルであるにもかかわらず、指令を実施しないということを選択する加盟国の生産者は、指令を採択する国に商品を販売するときは一連の拘束に従うであろうということを規定しているので、指令は、いくつかの加盟国がその目的に反対している分野に統一化の効果を及ぼすであろう(二・一二)。

指令の不遵守に対する制裁は加盟国の間で大きく異なっているので、指令によってカバーされる商品の売主のいくらかは、犯罪者として扱われることとなる(二・一三)。また、執行の費用は、消費者に生じる便益に比して不均衡である。

(一) Council Directive of 10 September 1984 Relating to the Approximation of the Laws, Regulations and Administrative

Provisions of the Member States Concerning Misleading Advertising, O. J. 1984, L 250/17. また、藤田達朗「ヨーロッパ共同体の誤認惹起広告に関するディレクティブ（一九八四年）」立命館法学一八六号二九四頁（一九八六年）参照。なお、指令案については、長谷川俊明「EC消費者保護法の新展開（Ⅲ）——広告規制——」国際商事法務一一卷一一号七四九頁（一九八三年）を参照。

- (2) なお、本指令においては、広告とは、いかなる形式であれ、表示 (representation) を行うことを意味する（二条一項）。
- (3) Proposal for a Council Directive on the Approximation of Laws of the Member States Relating to the Indication of the Origin of Certain Textile and Clothing Products, O. J. 1980, C 294/3.
- (4) Opinion on the Proposal for a Council Directive on the Approximation of Laws of the Member States Relating to the Indication of the Origin of Certain Textile and Clothing Products, O. J. 1981, C 185/32.
- (5) Commission Regulation (EEC) No 749/78 of 10 April 1978 on the Determination of the Origin of Textile Products Falling within Chapter 51 and 53 to 62 of the Common Customs Tariff, O. J. 1978, L 101/7.

(二) 加盟国間の数量制限等の撤廃の局面

輸入に対する数量制限およびこれと同等の効果を有するすべての措置は、加盟国の間で禁止されることになっている（EEC条約三〇条）。そこで、問題となるのは、加盟国の原産国表示規制が輸入に対する数量制限と同等の効果を有する措置として禁止されるか⁽⁶⁾いなかである。以下、虚偽の原産国表示の規制と積極的な原産国表示の義務づけに分けて、この点の検討を行うことにする。

(1) 虚偽の原産国表示の規制 加盟国が虚偽の原産国表示の規制を行っているとしても、それは、輸入に対する数量制限と同等の効果を有する措置として禁止されることはない。このことは、判例の示すところである⁽⁷⁾。

(2) 積極的な原産国表示の義務づけ 積極的な原産国表示の義務づけが行われる場合としては、次の二つが考えられる。すなわち、①輸入品に対してのみ原産国表示が義務づけられる場合、②国産品・輸入品の両者に対して原産

国表示が義務づけられる場合、である。⁽⁸⁾ 以下、それぞれについて検討を加えることにする。

(a) 輸入品のみに対する原産国表示の義務づけの場合 加盟国が輸入品に対してのみ原産国表示を義務づけている場合、それは、輸入に対する数量制限と同等の効果を有する措置として禁止されうるということが出来る。この点
が問題となった事件としては、いくつものものがあるが、ここでは、委員会対アイルランド事件⁽⁹⁾をとりあげ、簡単に紹介することにする。⁽¹⁰⁾

当該事件で問題になったのは、次のことである。すなわち、一九七一年商品標識（輸入装身具販売制限）命令および一九七一年商品標識（装身具輸入制限）命令によってカバーされる輸入商品に、原産国または「外国」ということばをつけるよう要求することが、E E C 条約三〇条の意味での輸入に対する数量制限と同等の効果を有する措置として禁止されるかいなか、ということである。

本件では、これらの命令が商品の自由移動に対して制限的な効果を及ぼすかいなかは争われなかった。

争われたのは、まず、次の点であった。すなわち、これらの命令が、消費者の保護および製造業者間の商取引の公正のために正当化されうるかいなかということであり、その主張の法的根拠として、E E C 条約三六条が依拠されるかいなかということであった。

この点については、裁判所は、次のように判示した。すなわち、三六条は、加盟国間での商品の自由移動に対するすべての障害が排除されなければならないという基本的な原則の適用除外であるので、それは、厳格に解釈されなければならない。そこに掲げられている例外は、明確に規定されているケース以外のケースに拡張されてはならない。消費者の保護も商取引の公正も三六条において規定される例外に含まれていないという事実を鑑みれば、それらの根拠は、それだけでは、三六条に関しては依拠されえない。

そこで、次のことが、第二の争点となる。すなわち、そもそも輸入に対する数量制限と同等の効果をも有する措置とは何かということに立ち戻って考えてみると、当該の命令は、三〇条の意味での輸入に対する数量制限と同等の効果をも有する措置ではないということができるとはならないかということである。

この点については、裁判所は、次のように判示した。すなわち、第一に、輸入に対する数量制限と同等の効果をも有する措置は、直接的であれ間接的であれ、現実的であれ潜在的であれ、共同体間の貿易を妨げるところの、加盟国によって制定されたすべての取引ルールを含んでいる。

第二に、本件で問題とされている命令は、国産品および輸入品に区別なく適用される措置ではなく、輸入品のみ適用があるルールであり、したがって、性質上差別的なものである。

第三に、その命令は、外見上差別的なだけでなく、本当に差別的である。というのは、命令によってカバーされる輸入商品の主たるものは、アイルランドの場所等を思い出させるモチーフを表現したり、アイルランドの象徴を具体化したりしている装飾品であるが、それらは、実際には、その場で旅行者が購入したという事実由来の価値以外ほとんど商業的価値をもたないものであったからである。つまり、土産品といっても、後日その絵柄を見ることによって訪問場所を思い出させるにすぎないものであり、どこの国で作られたかは関係ないようなものであった。

それゆえ、当該の命令は、三〇条の意味での輸入に対する数量制限と同等の効果をも有する措置ではない、ということとはできない。

なお、裁判所は、国内の製造業者が、自己の製品または包装に原産国のマークをつけることを望む場合に、適切な処置をすることが許されるなら、消費者の利益および公正な取引は適切に保護されるであろうということも付記している。

(b) 国産品・輸入品の両者に対する原産国表示の義務づけの場合 加盟国が、輸入品のみならず国産品にも原産国表示を義務づける場合、それも、輸入に対する数量制限と同等の効果を有する措置として禁止されうることとができる。

この点が問題となった事件としては、委員会対連合王国事件⁽¹¹⁾がある。そこで、この事件をやや詳しく紹介することにする。叙述は、次の順序による。すなわち、①当該事件で問題とされた事項、②問題とされた事項にかかる争点、③各争点についての裁判所の判断、④裁判所の結論である。

(ア) 問題とされた事項 当該事件で問題とされた事項は、次のことである。すなわち、国産品であるか輸入品であるかを問わず、一定の商品が原産国の指示でもってマークされているかそれを伴わないなら、その小売販売を禁止するという一九八一年取引表示(原産国マーク表示)(雑貨)命令⁽¹²⁾の二条が、E E C 条約三〇条の意味での輸入に対する数量制限と同等の効果を有する措置として禁止されるかいなか、ということである。

(イ) 争点 問題とされた事項にかかる争点は二つある。すなわち、一つは、命令は輸入品および国産品に同じように適用される国家措置であり、加盟国間の貿易に及ぼす影響は、存在しなくはないが不確定である、ということとができるかどうかである(以下、第一の争点という)。

そして、もう一つは、命令が適用される商品に関しては、消費者が、購入商品の原産国を商品の品質または真の価値の指標とみなすので、原産国の指示に関する要求は、消費者保護の要求を満たすものである、ということができかどうかである(以下、第二の争点という)。

(ウ) 第一の争点についての裁判所の判断 第一の争点に対しては、裁判所は、二つのアプローチをとる⁽¹³⁾。すなわち、一つは、次のようである。小売業者は、自己に課せられる原産国表示の義務を回避するために、すでに原産国が

マークされている商品を自己に供給するようその卸売業者に依頼する傾向にある。他方、依頼を受ける卸売業者は、原産国のマークを商品につけるよう製造業者に圧力をかける傾向にある。それゆえ、争われている規定の影響は、卸売取引に及ぶだけでなく、製造業者にさえ及びうる。

もう一つのアプローチは、次のようである。原産国の指示は、消費者が外国製品に対してもっているかもしれない偏見を主張するのを可能にする。その結果、他の加盟国で生産される商品の、加盟国でのマーケティングは一層困難となる。しかも、加盟国の間での分業の結果として生産される商品の販売は、ハンディキャップを与えられることとなり、共同体内での経済的浸透の遅延がもたらされる。

以上のことを考慮すれば、問題となっている英国の規定は、輸入商品の生産コストを増大させ、かつ、英国市場でそれらを販売するのを一層困難にするという効果をもちやすい、ということが帰結する。

(エ) 第二の争点についての裁判所の判断 第二の争点については、裁判所は、次のように⁽¹⁴⁾すなわち、商品の原産国の指示にかかる要求は、形式上、国産品と輸入品に区別なく適用されるにすぎない。それは、まさにその本性上、国産品と輸入品という二つのカテゴリーの製品の間で消費者が区別をするのを可能とするために意図されている。したがって、それは、国産品であるということだけで消費者がそれを選択するよう促しうるものである。それゆえ、それは、消費者保護にかかる不可避の要求を満たすために必要であるとはいえない。

また、裁判所は、次のことにも注目する。すなわち、英国が訴訟提起前に、委員会が同意するなら原産国の指示と「EC製」というマークの間で小売業者が将来選択することができるよう命令を修正する用意がある旨示唆したということである。しかし、このことは、裁判所にとっては、積極的な原産国表示の義務づけが、英国の消費者は製品の品質とその原産国とを結びつけるという事実を考慮して行われるに到ったのではないということを自白するようなも

のであった。

さらには、裁判所は、次のようにいう。すなわち、商品の原産国が消費者の心に一定の品質を喚起するということがあれば、製造業者は、任意にそれを行うことになる。というのは、自らそれを指示することが製造業者の利益となるからである。したがって、製造業者にそうするよう強制することは、必要ではない。

(オ) 結論 以上のことを考慮して、裁判所は、次のような結論に達した。すなわち、英国の命令の二条は、輸入品のマーケティングを国産品のマーケティングよりも一層困難にし、かつ、共同体法が正当化のいかなる根拠をも認めない措置である、ということである。

そこで、裁判所は、次のように宣言した。すなわち、他の加盟国から輸入される一定の商品が原産国の指示でもってマークされるかそれを伴わないなら、当該商品の小売販売を禁止するということが、英国は、EEC条約三〇条に基づいてそれに課せられている義務を履行しなかった。

(6) 抗弁として考えられうるのは、次の二つの主張である。すなわち、一つは、輸入に関する当該の禁止または制限は、商品の自由移動に対して制限的な効果を及ぼさないということであり、もう一つは、たとえ制限的な効果を及ぼすとしても、それは、消費者保護等の理由で正当化されるということである。

なお、輸入に対する数量制限と同等の効果を有する措置については、小室程夫・EC通商法ハンドブック（一九八八年）一一〇—五六頁が詳しい。

(7) See Case 207/83 Commission v. United Kingdom [1985] ECR I201, paragraph 21 at p. 1212. なお、その理論的根拠は、虚偽の原産国表示の規制が真実、消費者保護に資するものであるということに置かれているように思われるが、その法的根拠は示されていない。

(8) なお、その他、域外国からの輸入品に対してのみ、原産国表示が義務づけられる場合が考えられうる。しかし、それは、EEC条

約三〇条の関知しない事柄であるように思われる。

- (9) Case 113/80 Commission v. Ireland [1981] ECR 1625.
- (10) その他、フランスに対して提起された二つの事件がある。しかし、それらは、フランスが、理由が付された委員会の意見に応じたので、その後、撤回されている。See Opinion of Mr Advocate General Darmon in Case 207/83 Commission v. United Kingdom [1985] ECR 1201, at p. 1204.
- (11) Case 207/83 Commission v. United Kingdom [1985] ECR 1201.
- (12) 本命令については、後述三(三)参照。
- (13) なお、第一の争点についての法務官の意見は次のようであった。

裁判所は、貿易障害の概念を広く解釈してきたので、障害が差別的な措置から生じるか国産品と輸入品とに同じように適用される規定から生じるかは、問題ではない。しかし、障害が存在するためには、問題となっている国家措置が「特別の貿易制限」を惹起するものでなければならない。

この点、「特別の貿易制限」を国家措置が課すということを立てるのは、委員会の責任である。というのは、国産品と輸入品とに区別なく適用される国家措置に対して三〇条の規定を適用するよう裁判所に要請しているのは、委員会であるからである。

しかるに、委員会は、その主張、すなわち、命令が貿易に対して悪影響を及ぼし、さらには、制限的な効果をもつという主張を立証しなかった。
- (14) なお、第二の争点についての法務官の意見は次のようであった。

国家立法の相違に由来する域内貿易の障害は、消費者保護に関連する不可避の要求を満たすために必要であると認められる場合に限り、受忍されうることになる。それゆえ、問題は、原産国の指示を要求することが、消費者保護にとって必要であるかいなかである。

この点、原産国の指示を要求することが必要であるということができたためには、製品が、原産国に由来する特有の品質および特別の性格をもっており、したがって、原産国の指示がなければ消費者が購買決定をするに際しミスリードされる蓋然性があるというような、「典型的な製品」でなければならない。そのような場合には、消費者に適切な保護を与えることは、疑いもなく必要であり、それゆえ共同体法のもとで正当化される。

しかるに、命令が適用される商品の分野は、広範囲であり、原産国に由来する特徴をもっているとは必ずしもいえない。また、一連の製品の原産国の複合は、原産国の指示を無益なものとするおそれがあり、また、消費者にとってミスリーディングでさえある。それゆえ、そういった商品に原産国の指示を義務づけることは、消費者保護の要求によって正当化されるとは思われない。

三 英 国

英国においては、従来、虚偽の原産国表示の規制に加えて、積極的に原産国表示を義務づけるという法制がとられていた。

しかし、すでに述べたように、一定の商品に原産国表示を積極的に義務づける英国の命令がE E C条約三〇条に違反する旨の判決をE C裁判所が下したことなどを契機として、その後、法制の転換が図られた。

そこで、以下、英国における原産国表示規制がどのような経緯をたどったのか、またその内容はどのようなものであったのか、検討を加えることにする。

叙述は、次の順序による。すなわち、①一九六八年取引表示法(Trade Descriptions Act 1968) ②一九七二年取引表示法(Trade Descriptions Act 1972) ③一九八一年取引表示(原産国マーク表示)(雑貨)命令(Trade Descriptions (Origin Marking) (Miscellaneous Goods) Order 1981) ④E Cの挑戦とそれに対する英国の対応、⑤一九八八年取引表示(生産地)(マーク表示)命令(Trade Descriptions (Place of Production) (Marking) Order 1988) である。

(一) 一九六八年取引表示法

一九六八年取引表示法⁽¹⁾のもとでは、虚偽の原産国表示の規制が行われているだけではなく、積極的な原産国表示の義務づけも行われていた。以下、それぞれについて述べることにする。

(1) 虚偽の原産国表示の規制 問題となるのは、①虚偽またはミスリーディングな製造等の場所の指示の禁止、

②虚偽の原産国の指示をつけている商品の輸入の禁止、である。

(a) 虚偽またはミスリーディングな製造等の場所の指示の禁止 製造、生産、加工または修理の場所 (place of manufacture, production, processing or reconditioning) についての虚偽またはミスリーディングな指示は、取引または事業の過程で、商品につけられてはならない(二条ないし三条)。また、その指示がつけられている商品は、取引または事業の過程で、供給されたり供給のために申し出られたりしてはならない。

広告も、また、同様に禁止される(五条)。

(b) 虚偽の原産国の指示をつけている商品の輸入の禁止 虚偽の取引表示が英国の外で商品につけられており、しかも、提示されることによってその虚偽の指示が商品の製造、生産、加工または修理の指示となる場合には、その商品は、英国に輸入されてはならない(一六条)。

(2) 積極的な原産国表示の義務づけ——原産国の指示を要求する枢密院令の延長 一九二六年商品標識法は、一九六八年取引表示法の制定に伴い廃止されたが、一九二六年商品標識法二条に基づいてなされた枢密院令と、輸入時に原産国の指示をつけるよう当該命令によって要求されている商品の輸入に関する禁止は、一九六八年取引表示法の施行日から三年間満了する日まで、その効力が延長された(四二条)。

(1) 本法については、川井克倭「イギリスの取引表示法の成立の経緯とその内容」公正取引二二二号二二頁(一九六九年)、同「イギ

リス取引表示法の運用状況」公正取引二二九号一一頁（一九七〇年）参照。また、本法の翻訳については、川井克倭（訳）「一九六八年取引表示法」公正取引二二二号一五頁、二二三号三四頁（一九六九年）参照。

(二) 一九七二年取引表示法

一九七二年取引表示法は、一九二六年商品標識法二条に基づく枢密院令の有効期間が一九七一年に切れたことを契機として、制定されたものであった。

同法の目的は、商品が本当に英国で作られたかどうかに関して公衆がミスリードされないよう、輸入商品のマーク表示に一層の明確性と確実性を与えること⁽²⁾にあった。以下、同法に基づく原産国表示規制について紹介することにする。

(1) 原産国の指示が要求されうる商品 原産国の指示が要求されうる商品は、「連合王国の名称もしくはマーク⁽³⁾ (United Kingdom name or mark)である」名称もしくはマーク、または「連合王国の名称もしくはマークと受け取られる蓋然性がある（当該の連合王国の名称もしくはマークが実際に存在するかどうかにかかわらず）」名称もしくはマーク（本稿では、両者をあわせて「英国の名称またはマーク」という）がつけられている、英国の外で製造・生産された商品、である（一条一項）。

(2) 原産国の指示が要求される場合 次の場合に、原産国の指示は要求されることになる（一条二項）。すなわち、一つは、英国の名称またはマークが、商品が製造・生産された国についての目立つ指示を伴っていない場合であり、もう一つは、英国の名称またはマークを、商品が供給されているか申し出られている状態で見ることができるか、または、商品の供給を受ける者が商品についてなすことが合理的に予期されうる検査に際して見ることができるようになる蓋然性がある場合である。

(3) 原産国の指示が要求される者 次の者に対して、原産国の指示は要求される（一条二項）。すなわち、取引または事業の過程で、商品を供給しているか供給のために申し出ている者である。

(4) 原産国の指示が要求されないか緩和される商品 中古品については、原産国の指示は要求されない（一条三項）。また、他の商品のための容器またはラベルとして用いられているか、用いられることになっている商品についても、原産国の指示は要求されない（一条四項）。

他方、所管大臣が、表示がつけられることによっては英国の者の利益は重大な侵害を被らず、しかも表示がつけられることが望ましいということを確認して、省令により除外または緩和のための指令を発した商品⁽⁴⁾については、原産国の指示は、要求されないか緩和される（一条五項）。

(5) 原産国の指示が要求されない場合 次のことが立証される場合、原産国の指示は要求されない（二条一項）。すなわち、一つは、英国の名称またはマークは、自己がつけたものではないということ、および、商品が英国の外で製造・生産されたということを知らず、かつ相当の注意をもってしても確かめることができなかつたということである。

もう一つは、名称またはマークが、英国の名称またはマークであるということ、または英国の名称またはマークとして受け取られる蓋然性があるということを知らなかつたか、または信じる理由をもたなかつた⁽⁶⁾ということである。

(2) See Preliminary Note, Halsbury's Statutes of England, 3rd ed., vol. 42, p. 2249.

(3) 「連合王国の名称もしくはマーク」は、次のもののいずれかを意味する（二条六項）。すなわち、①連合王国において取引または事業に従事する者の名称、②連合王国の一部または連合王国内の地域、場所もしくは地理的特徴の名称、③連合王国において取引ま

たは事業に従事する者が所有者または登録使用者である商標、④連合王国内の者が所有者である証明商標、である。

(4) 実際にも、いくつかの指令がなされていた。See Note, Halsbury's Statutes of England, 3rd. ed., vol. 42, p. 2251.

(5) なお、一九六八年取引表示法二四条上の思い違い、事故等の抗弁を援用することもできる。

(6) なお、英国の一部または英国内の地域、場所もしくは地理的特徴の名称については、抗弁が認められる余地は存在しない(二条二項)。

(三) 一九八一年取引表示(原産国マーク表示)(雑貨) 命令

本命令は、輸入品について原産国表示を義務づける一九七二年取引表示法の規定を補完するために、とりわけ一九六八年取引表示法の八条⁽⁷⁾および九条⁽⁸⁾に基づいて発せられたものである⁽⁹⁾。本命令が発せられるに到ったのは、一九七二年取引表示法が、英国の名称またはマークをつけた輸入品は原産国を表示しなければならないという一般的要求を定めたにすぎず、また、この要求に対する適用除外を多数含んでいたからである⁽¹⁰⁾。

以下、本命令の内容について簡単に述べることにする。そして、その後、本命令に対する批判について簡単にふれることにする。

(1) 本命令が適用される商品 本命令が適用される商品は、①衣類および織物製品、②家庭用電気器具、③はきもの、④家庭用刃物類に属し、かつ特定された商品に限られる(一条二項)。

(2) 小売供給者に対する要求——原産国の指示の要求 いかなる者も、本命令が適用される小売商品に関しては、一般に、次の要求が満たされないならば、取引または事業の過程で、当該小売商品を供給したり供給の申出をしたりしてはならない(二条一項)。

要求の内容は、次のようである(二条二項)。すなわち、商品は、原産国の指示をもってマークされているか、それを伴っていないなければならない。商品が、供給のために陳列されているが、原産国の指示が引渡し後まで伝達されそう

にない状況において供給される場合には、原産国の指示は、商品の近くにもまた掲示されなければならない。なお、等質の商品⁽¹²⁾の場合には、商品が供給のために申し出られている間、要求が満たされていなければならない。

ところで、識別の目的のために商品上にマークされるか、商品に随伴するか、商品の近くに掲示される原産国の指示は、商品と容易に結びつくような態様で与えられなければならないだけでなく、さらに、次の四つの要求にもすべて従わなければならない（二条三項）。

すなわち、第一は、明確であり、かつ読みやすくなければならないということである。

第二は、指示が、商品の引渡し前に伝達されうる状況において商品上にマークされるか商品に随伴するものである場合、および商品の近くに掲示されるものである場合には、商品の入手を意図している者が、小売供給の通常の状態のもとで容易に識別することができ、かつ容易に読むことができるような目立った場所に存在しなければならないということである。

第三は、商品の入手を意図している者が、他の文字または絵による遮断のために商品の原産国に関して誤認されそうな場合には、それによって遮断されてはならないということである。

第四は、絵によるかいかいなかを問わず、その他の物質によって、とにもかくにも、おおい隠されたりしてはならず、また、不明瞭にされたり目立たないようにされたりしてはならないということである。

(3) 非小売供給者に対する要求　いかなる者も、本命令が適用される商品に関して次の要求が満たされていないなら、取引または事業の過程で、当該商品を小売以外の方法によって供給してはならない（三条一項）。すなわち、商品を提供する者が、供給時までには、商品の供給を受ける者に対して、文字による原産国の指示を与える、ということである（三条二項）。

ただし、①商品が、適法の原産国の指示でもってマークされているか、それを伴っている場合、②商品を供給する者が、当該商品は英国において小売によって供給されたり供給のために申し出られたりしないということを確信している場合などは、この限りでない（三条一項但書）。

(4) 広告物にかかる要求 本命令が適用される商品についての広告物は、一般に、次の要領に従って原産国の指示を含まなければならない（四条一項）。すなわち、原産国の指示はすべて、①目立たなければならず、②商品と容易に結びつくような態様で与えられなければならない、③明確であり、かつ容易に読むことができたり聴くことができたりしなければならない、ということである（四条二項）。

小売業者に宛てられる広告物であっても、最終需要者の目にふれることとなるようなものは、同様の要領に従って原産国の指示を含まなければならない場合がある（四条三項ないし五項）。

(5) 本命令に対する批判 本命令に対しては、次のような批判があった⁽¹³⁾。国内の批判は、輸入小売業者が負担することとなる費用の増加に集中した。輸入小売業者は、次のように主張した⁽¹⁴⁾。すなわち、①原産国の指示は「余分」である。②原産国の指示は、輸入品の品質が国産品の品質と比べて劣っているということを暗示する。③品質を評価したり、金を払う価値があるかどうかを決定したりするのは、本来的に消費者の任務である。④いくらかの分野（とくに衣類および織物製品）では、命令を遵守することは實際上困難である。

他方、ECは、命令に不快感をいっているということが伝えられた。それは、次のような理由によるものであった。すなわち、原産国のマーク表示は、消費者にとってはあまりサービスとならず、むしろ、英国の消費者が英国の商品を購入するよう促進する策略であるかもしれない、ということである。

- (7) 商品に関する特定の情報等が商品につけられていることが、商品の供給を受ける者の利益となると思慮する場合には、商務省が命令を発して、当該情報等が提供されることを確保するための措置をとることを認める規定。
- (8) 商品に関する特定の情報等が広告物において提供されることが、商品の供給を受ける者の利益となると思慮する場合には、商務省が命令を発して、当該情報等が提供されることを確保するための措置をとることを認める規定。
- (9) 以下、公取委事務局官房渉外室「イギリス——輸入品の原産国表示に関する命令、施行される」公正取引三七六号五三頁（一九八二年）参照。
- (10) なお、本命令は、二つの指導的な消費者団体、すなわち、全国消費者協議会および全国都市居住者ギルド連合によって行われた消費者調査に応じる形で制定されたものでもあった。当該の消費者団体は、原産国のマークは、「支払う金に相当する価値を商品がもっているかどうか」を比較するという目的にとって有益であると宣言していた。See *New Developments——U. K. Plans Country of Origin Labeling, Doing Business in Europe*, *Transfer Binder 1980-83, § 40060 (1980)*. 公取委事務局官房渉外室・前掲参照。
- (11) なお、中古品等については、本命令は適用されない（二条二項）。
- (12) 等質の商品とは、他の一部から区別つかない一部が、供給を受ける者が特定する量だけ、全体から物理的に分離することによって供給される商品である（二条二項但書）。
- (13) 以下、See *New Developments——U. K. Country of Origin Rules Now in Force, Doing Business in Europe, Transfer Binder 1980-83, § 40373 (1982)*.
- (14) なお、英国の小売業者の代表的な団体である小売業者組合は、命令案に対して、次のような批判を述べていた。すなわち、①英国の小売業者は、原産国のマークを輸入品につけるにあたり、追加の費用を確実に被むる。②英国で製造された商品よりも輸入品に對して、より多くの不満があるという証拠は存在しない。③原産国にかかる立法は、どのような形式であれ導入されるとすれば、次のように規定すべきである。すなわち、マーク表示は、販売時点で英国の小売業者によって遂行されるのではなく、英国に入ってくる時点で、すなわち、もともとの輸出業者または卸売輸入業者によって遂行されなければならない、ということである。See *New Developments, supra note (10)*. 公取委事務局官房渉外室・前掲（注9）参照。

(四) ECの挑戦とそれに対する英国の対応

EC委員会は、一九八三年、一九八一年取引表示(原産国マーク表示)(雑貨)命令がEEC条約三〇条に違反する措置であると主張して、EC裁判所に提訴した。それに対し、EC裁判所は、一九八五年、EC委員会の主張を認め、当該命令はEEC条約三〇条に違反する措置であるとの判決を下した。⁽¹⁵⁾

そこで、EC委員会は、今度は、一九七二年取引表示法がEEC条約三〇条に違反する措置であると主張して、それを問題にするに到った。⁽¹⁶⁾

それに対して、英国は、次のような結論に到達した。すなわち、一つは、委員会対連合王国事件判決を考慮に入れば、一九七二年取引表示法をEC裁判所のもとで守ることは困難であるということである。そして、もう一つは、敗訴した場合、判決によってその後の対応措置の範囲が狭められるおそれがあるということである。

そこで、英国は、一九七二年取引表示法を廃止することを決意し、他方、一九六八年取引表示法に基づき、EC法に合致する新たな措置を模索することを決定した。⁽¹⁷⁾

(15) 前述二(二)(2)(b)の委員会対連合王国事件判決参照。

(16) 以下の叙述は、次の文献によった。Note, Halsbury's Statutes of England, 4th ed., vol. 39, p. 243.

(17) なお、一九七二年取引表示法は、新たな措置がとられるのをまっけて、廃止されることとされた(一九八七年消費者保護法四八条三項、五〇条三項)。廃止されるまでは、一九七二年取引表示法の効力は、停止されることとされた(一九八七年消費者保護法四八条二項)。

(五) 一九八八年取引表示(生産地)(マーク表示)命令

一九八八年末になって、本命令が施行されるに到った。⁽¹⁸⁾ それは、とりわけ一九六八年取引表示法八条に基づいて発

せられたものである。以下、本命令の内容について簡単に述べることにする⁽¹⁹⁾。

(1) 適用対象商品 本命令は、次のものを除いて、すなわち、①農産物、園芸品、水産物、②食料品、飼料、食料品・飼料の原材料、③肥料、④一九六八年医薬品法の八五条または八六条上の規制が適用される商品・物質を除いて、すべての商品に適用される⁽²⁰⁾（一条二項）。

(2) 指示が要求される場合およびその内容 第一に、実際の場所以外のどこかほかの場所で製造・生産されたということを指示するような態様で商品が提示される場合には、当該商品は、それが製造・生産された場所に関する明確で、読むことができ、かつ目立つ陳述をもってマークされるか、それを伴わなければならない（二条一項）。

第二に、商品が製造・生産された国以外の国において製造・生産されたという印象を当該場所の陳述が生む蓋然性がある場合には、当該陳述は、商品が製造・生産された国の陳述を含まなければならない（二条一項）。

なお、要求される指示を与えるような態様で商品が提供されているかどうかを決定するにあたっては、すべての事情が考慮されなければならない。また、配慮の一般性を侵害しない限りで、次のような特定の事項が配慮されなければならない（二条二項）。すなわち、特定の場所についての特別の連想を惹起するところの、①名称、②イメージ、③象徴、④旗、⑤図案、⑥物（建物、構造物、地理的特徴を含む）への言及またはその表示、⑦人（生存、死亡、架空を問わない）への言及またはその表示、である。

(3) 指示が要求される者 指示が要求されるのは、実際の場所以外のどこかほかの場所で製造・生産されたという印象を生むような態様で提供されているが、どこで製造・生産されたかについての要求される陳述を伴っていない商品を、取引または事業の過程で供給するか、供給のために申し出るか、または供給のために陳列したり保持したりする者、である⁽²¹⁾。

- (4) 指示が要求されない場合 第一に、ECの義務に従うという目的のために、商品が陳述・指示によってマークされているか、それを伴っているという事実が存在する場合には、本命令にかかる指示は要求されない(三条一項)。第二に、他の法令によってまたはそれに基づいて課せられる要求に従うという目的のために、商品が陳述・指示によってマークされているか、それを伴っているというような事実が存在する場合も、同様である(三条一項)。
- (5) 指示の要求に際して考慮される事実 特定のことばまたは商標が用いられているという事実がある場合には、本命令にかかる指示が、必然的に、またすべての事情および特定の事項を配慮することなく要求される、ということにはならない(三条二項)。

(18) なお、本命令の施行日と同日、一九七二年取引表示法は廃止された。

(19) 解説に際しては、次の資料を参考にした。Guidance Notes for Traders—The Trade Descriptions (Place of Production) (Marking) Order.

(20) なお、これらの商品が本命令の適用除外とされるのは、これらの商品が別のラベル表示要求の対象となっているからである。

(21) See Guidance Notes, *supra* note (19), at 3-4.

四 む す び

以上、ECおよび英国を対象としてとりあげ、それぞれにおいてどういった原産国表示規制が行われてきたのか、明らかにしてきた。ECについては、次のようにまとめることができる。

まず、虚偽の原産国表示の規制に関しては、加盟国の法制の接近が図られており、したがって、虚偽の原産国表示

を規制する加盟国の法制が、EEC条約三〇条の意味での輸入に対する数量制限と同等の効果を有する措置であると
して問題にされることはないであろう、ということである。

次に、積極的な原産国表示の義務づけに関しては、域内からの輸入品に対して原産国表示を積極的に義務づける加
盟国の法制は、輸入に対する数量制限と同等の効果を有する措置であるとして問題にされるであろう、ということ
である。これは、輸入品だけに原産国表示を求める法制にあてはまるだけでなく、国産品であるか輸入品であるかを問
わず原産国表示を求める法制にも同様にあてはまる。この点では、ECの立場は厳しいものがある。

他方、英国については、次のようにまとめることができる。

従来から虚偽の原産国表示の規制に加えて積極的に原産国表示を義務づけるという法制がとられていたが、ECの
挑戦を契機として、一九八八年末に法制の転換が図られ、積極的に原産国表示を義務づけるという法制が廃止され
てに到った、ということである。

したがって、今日では、虚偽の原産国表示を規制するという法制だけが残っており、それに基づいて、原産国表示
規制が展開されている。

かように、ECおよび英国においては、虚偽の原産国表示の規制は何ら問題とされていないが、積極的な原産国表
示の義務づけは、一般に、もはや許容されえないということが出来る。こういったECおよび英国の原産国表示規制
の動向は、わが国において原産国表示規制を考えるにあたって、大いに参考になるように思われる。